

大竹市週休2日工事等実施要領の改正について

令和8年4月1日

本市においては、令和6年4月1日から週休2日工事（発注者指定型、受注者希望型）を実施していますが、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善をより一層推し進めるため、令和8年4月1日付けで大竹市週休2日工事等実施要領を改正しました。

改正後の要領は、令和8年4月1日以降に発注する建設工事に適用します。

【改正概要】

	改正前	改正後
発注者指定型	対象：500万円以上 補正係数：月単位週休2日で発注 成績評価：創意工夫を評価	対象：1億5千万円以上 補正係数：完全週休2日で発注 成績評価：月単位を未達成で法令遵守を減点
受注者希望型	対象：金額要件なし 補正係数：月単位週休2日で発注 成績評価：創意工夫を評価	対象：金額要件なし 補正係数：なしで発注。変更契約で月単位週休2日に補正。 成績評価：評価・減点なし

- ①完全週休2日の補正係数を新設、月単位の週休2日の補正係数を変更、通期の週休2日の補正係数を廃止
- ②発注者指定型の対象を設計金額1億5千万円以上とし、完全週休2日で発注する（補正係数も発注時から完全週休2日の係数を乗じる）
- ③受注者希望型においては、月単位の週休2日で発注する（発注時に補正係数は乗じないが、達成した場合に月単位の週休2日の補正係数を乗じる）
- ④成績評価に関し、発注者指定型においては、月単位の週休2日を未達成の場合、法令遵守等を減点する。受注者希望型では評価・減点を行わない。